

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)の事後公表

番号	契約の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方としての理由
1	さくらんど会館 雪囲い設置及び 撤去業務	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和6年11月1日	180,000円	見積書の額が五 泉市契約事務規 則第41条の規定 に基づき設定され た予定価格の制 限の範囲内で、かつ最低価格であつ たため。
2	戸倉コミュニティ 会館 雪囲い設置及び 撤去業務	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和6年11月1日	44,000円	見積書の額が五 泉市契約事務規 則第41条の規定 に基づき設定され た予定価格の制 限の範囲内で、かつ最低価格であつ たため。